

1 1 犯罪被害者やその家族の人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族の多くは、その権利を尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。

平成12(2000)年に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」、平成16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」、平成20(2008)年に経済的支援の充実を図った「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が制定又は改正されるなど、犯罪被害者やその家族への保護や支援の制度が整えられてきましたが、犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害などの問題があります。

本市が平成23(2011)年度に実施した聞き取り調査では、医療や生活面等の社会的支援の充実や市民の理解が求められています。

(2) 施策の推進方針

社会全体で犯罪被害者を支援していくという意識を醸成できるよう啓発に努めるとともに、とっとり被害者支援センターや犯罪被害者支援ネットワークと連携して相談やサポートに努めます。